

中学校卒業前までのお子さんを持つ人へ

10月から「子ども手当」が変わります 申請をお忘れなく!!

(これまで子ども手当を受け取っていた人も含め、全ての人の申請が必要です。)

10月分からの支給額は以下のように変わります。

【手当の月額】(10月分～平成24年3月分)

- ・0歳～3歳未満 15,000円(一律)
- ・3歳～小学校修了前 10,000円(第3子以降は15,000円)
- ・中学生 10,000円(一律)

※10月分～平成24年1月分の手当は平成24年2月に、平成24年2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。



**申請が
必要です**

10月初旬に、9月時点の子ども手当受給者宛に「認定請求書」を送付します。10月分からの子ども手当を受け取るためには、支給対象になるか審査をしますので、**これまで受け取っていた人も含め、対象のお子さんを持つ全ての人は、申請をしてください。**

(※公務員の人は勤務先へ申請)

平成24年3月30日(金)までに申請をすれば、**10月分からの手当を受け取ることができます。**
※郵送の場合は、平成24年3月31日(土)消印有効です。

ご注意ください!

以下の人は速やかに申請してください。

(3月までに申請してもさかのぼって受け取れません。)

- ・10月以降にお子さんが生まれた人
- ・10月以降に他の市町村へ転居した人

10月以降に他の市町村へ転居した人は、**転出した日(転出予定日)の次の日から、10月以降にお子さんが生まれた人は、お子さんが生まれた日の次の日から数えて15日を経過するまでに必ず申請してください。**

問い合わせ先 子育て支援課(西合志庁舎) ☎242-1159

事業仕分け判定結果を公表します

初の試みとして「合志市事業仕分け」を実施しました。対象となった各事業の判定結果は、下記のとおりです。これらは今後、庁内で検討する際の参考にしていきます。また、来年度以降の開催は、アンケートの結果などに基づき検討します。



▲8月21日事業仕分け(1班)

事業名	評価(人) 判定委員12人×2班				結果
	行政サービスとして不要 廃止(不要)	行政サービスとして必要			
		民間・市民による実施	市実施(現状)	市実施(改善)	
合志市社会福祉協議会運営事業	0	0	2	10	市実施(改善)
老人憩の家維持管理事業	1	0	2	9	市実施(改善)
認可外保育所助成事業	0	0	8	4	市実施(現状)
訪問指導事業	0	0	2	10	市実施(改善)
産業祭(すいか祭)実施事業	1	8	0	3	民間・市民による実施
特産品地域ブランド推進協議会運営活動支援事業	0	1	1	10	市実施(改善)
近隣公園維持管理事業	0	1	0	11	市実施(改善)
須屋浄化センター及び関連ポンプ場維持管理事業	0	0	0	12	市実施(改善)
本会議等運営事業	0	0	2	10	市実施(改善)
消防団活動支援事業	0	0	2	10	市実施(改善)
合志市地域公共交通計画実施事業	0	1	0	11	市実施(改善)
消毒機械貸出事業	7	0	0	5	廃止(不要)
セーフティパトロール事業	0	2	0	10	市実施(改善)
学校研究指定校助成事業	0	0	3	9	市実施(改善)
文化芸術自主事業実行委員会支援事業	0	0	5	7	市実施(改善)
トレーニングルームインストラクター配置事業	0	2	4	6	市実施(改善)

問い合わせ先 企画課 政策企画班(合志庁舎) ☎(248)1813

冷蔵倉庫用家屋の評価基準が改正されます

固定資産評価基準の改正により、非木造の「冷凍用倉庫のもの」が「冷蔵倉庫用のもの(保管温度が10℃以下に保たれる倉庫)」に改められ、平成24年度の固定資産税から適用することになります。この改正により、非木造の冷蔵倉庫に該当すると、評価額算出における減価年数が短縮され評価額が変わります。次のすべての要件に該当する倉庫を所有されている人は、税務課までご連絡ください。また、対象となる倉庫は、事前に実地調査が必要となりますので、ご協力をお願いします。

◆対象の要件

- ・家屋の構造が非木造(木造以外)であること
 - ・倉庫の保管温度が冷蔵設備によって10℃以下に保たれていること
 - ・家屋自体が冷蔵倉庫(事務所など冷蔵用倉庫以外で使用している部分がある場合、床面積の50%以上が冷蔵倉庫)となっていること
- ※常温の倉庫内にプレハブ方式冷蔵庫や業務用冷蔵庫などを設置している場合は該当しません。 ※すべての要件を満たしている場合でも、建築後、すでに一般の倉庫として基準年数を経過している家屋は評価額に変更ありません。

問い合わせ先 税務課 市税班(合志庁舎) ☎(248)1114